

東日本大震災により被害を受けられた皆様へ (宇都宮税務署から個別相談会のお知らせ)

東日本大震災により被害を受けられた皆様は、心からお見舞い申し上げます。この震災により、住宅や家財などに損害を受けられた皆様は、納めた所得税の全部又は一部を軽減することができます。

税務署では、この震災により被害を受けられた皆様の税務相談を行っております（お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいております）。

また、次の日程で所得税の軽減を受けるための個別相談会を行い、併せて平成22年分所得税の還付の手続きをすることができまので、ご利用ください。なお、詳細は、広報と同時に配布した「東日本大震災により被害を受けられた方へ」をご覧ください。

上三川町役場会場

- ▼期日 11月28日（月）・29日（火）
- ▼場所 上三川役場3階大会議室
- ▼時間 午前9時30分～午後3時

（正午～1時は受け付けのみ）

マロニエプラザ会場

- ▼期日 12月5日（月）～9日（金）
12月14日（水）～16日（金）

▼場所 マロニエプラザ（宇都宮市元今泉6-1-37）

- ▼時間 午前9時30分～午後3時（正午～1時は受け付けのみ）
- ※12月5日・14日は午後1時からの開設、12月9日・16日は午前11時30分までとなりますのでご注意ください。

▼問い合わせ先 宇都宮税務署 個人課税部門

☎028(621)2151（代表：音声案内）

町臨時職員を募集

▼勤務内容 税務事務補助

▼勤務期間 11

- ① 1月20日（金）～2月15日（水）（3名）
- ② 1月20日（金）～3月16日（金）（2名）
- ③ 1月20日（金）～5月18日（金）（1名）

▼勤務時間 午前8時30分～午後5時15分。土・日曜日、祝日は休み。

▼勤務場所 上三川町役場

▼賃金等 日額6,000円。交通費は別途支給。

※③の方は社会保険に加入することになります。

▼申込期間 11月1日（火）～11月18日（金）

▼申込方法 上三川町臨時職員登録申請書に必要事項を記入し、税務課窓口へ提出。

申請書は税務課窓口にあります。上三川町のホームページからもダウンロードできます。

※提出は郵送可（11月18日消印有効）。

▼選考方法 申請書及び面接により選考。

※面接の日時等については追ってご連絡します。

※その他詳細については、お問い合わせください。

▼問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎9122

年末調整・確定申告に使用する社会保険料の納付額確認書交付について

年末調整や確定申告の際に「社会保険料控除」の適用を受ける場合、その年の1月から12月に納付した額を証明する書類の添付・提示が必要となります。控除の対象となる次の保険料等について、領収書を紛失された場合には納付額確認書を交付しますので、お早めに税務課窓口へ申請をしてください。

【町で確認書を発行できる保険料等】

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（それぞれ年金天引き分以外）

※年金天引き分については、年金の源泉徴収票に記載されます。年金受給者（本人以外）の控除対象にはなりませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎9122